

石川県公報

令和3年3月2日

第13384号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○石川県水防施設整備事業補助金交付金要綱の一部改正 (河川課)	3
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○入札公告 (消防保安課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	1	○土地区画整理組合の理事就任公告 (都市計画課)	5
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○令和3年二級建築士試験及び木造建築士試験の公告 (建築住宅課)	5
○救急病院の認定 (地域医療推進室)	2	○入札公告 (教育委員会事務局)	6
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	2	土木部(水道用水供給事業)	
○県道の区域の変更 (道路整備課)	2	○石川県水道用水供給事業財務規程の一部改正	8
○県道の供用の開始 (同)	3	○石川県水道用水供給条例施行規程の一部改正	8
		公安委員会	
		○放置車両の確認等に関する事務の委託の公示	8
		○放置車両の確認等に関する事務の委託の公示	9

告 示

石川県告示第47号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年3月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
栗倉歯科医院	河北郡内灘町緑台1-245-3	令和3年1月1日

石川県告示第48号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年3月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
栗倉歯科医院	河北郡内灘町緑台1-245-3	令和3年1月1日

石川県告示第49号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和3年3月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
はくさん歯科医院	白山市河内町福岡8番7	平成29年10月9日
栗倉歯科医院	河北郡内灘町緑台1-245-3	令和2年12月31日
坂本薬局	七尾市塗師町6番地1	令和2年12月31日

石川県告示第50号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和3年3月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
はくさん歯科医院	白山市河内町福岡8番7	平成29年10月9日
栗倉歯科医院	河北郡内灘町緑台1-245-3	令和2年12月31日
坂本薬局	七尾市塗師町6番地1	令和2年12月31日

石川県告示第51号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和3年3月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
整形外科米澤病院	金沢市京町1番30号	令和3年2月8日	令和6年2月7日

石川県告示第52号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

令和3年3月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	異常快樂 さかりのついた犬たち	新 東 宝 映 画
〃	ロード・オブ・カオス (原題) LORDS OF CHAOS	A M G エ ン タ テ イ ン メ ン ト (イギリス、スウェーデン、ノルウェー)

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

令和3年3月2日

石川県告示第53号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和3年3月2日から同月16日まで縦覧に供する。

令和3年3月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
柳田里線	輪島市東印内町ハ51番2地先から 輪島市東印内町ハ40番1地先まで	旧	5.59~10.39 65.5	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	6.65~11.69 65.5	
珠洲穴水線	鳳珠郡能登町字小間生老式字6番1地先から 鳳珠郡能登町字小間生老式字7番2地先まで	旧	7.03~18.65 55.3	"
		新	7.12~22.05 55.3	

石川県告示第54号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、令和3年3月2日から同月16日まで縦覧に供する。

令和3年3月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の 縦覧場所
柳田里線	輪島市東印内町ハ51番2地先から 輪島市東印内町ハ40番1地先まで	令和3年3月2日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
珠洲穴水線	鳳珠郡能登町字小間生老式字6番1地先から 鳳珠郡能登町字小間生老式字7番2地先まで	"	"

石川県告示第55号

石川県水防施設整備事業補助金交付金要綱（昭和36年石川県告示第61号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

第1条中「~~縦~~川~~川~~」を「~~縦~~河~~川~~」に、「~~縦~~川~~川~~」を「~~縦~~河~~川~~」に改める。
別記第1号様式中「殿」を「様」に改める。
別記第2号様式から別記第7号様式までの規定中「殿」を「様」に改め、「印」を削る。

附 則

- この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- この告示による改正前の石川県水防施設整備事業補助金交付要綱に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、
所要の調整をして使用することができる。

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和3年3月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 一般競争入札に付する事項
 - 調達役務の名称
電気工事士免状作成等業務委託
 - 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

処理件数当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和2年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 県内の3以上の市町(金沢、能登及び加賀の各地区に1箇所以上)において、受付窓口を設置できる者であること。

(5) 申請受付時間帯において、委託業務の審査責任者(電気工事士免状の交付を受けた者に限る。以下同じ。)を常時窓口配置し、又は審査責任者と連絡可能な体制を確保することができる者であること。

(6) 県の休日を除き、県の執務時間に準じて、委託業務を行うことができる者であること。

(7) 免状交付申請手続等に関し、インターネットにより周知を図ることができる者であること。

3 入札参加申請書の提出期限及び場所

入札者は、入札参加申請書に入札参加資格を証明できる書類を添付して、令和3年3月8日(月)までに4(1)の場所に提出しなければならない。

4 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県危機管理監室消防保安課保安グループ 電話番号 076-225-1481

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和3年3月15日(月)正午(郵送の場合は書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和3年3月15日(月)午後2時

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 無効の入札書

この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

土地区画整理組合の理事就任公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事が就任した旨の届出があった。

令和3年3月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

野々市市中林土地区画整理組合
就任した理事

氏 名	住 所	就任年月日
西 崎 幹 夫	野々市市中林二丁目131番地	令和3年2月16日
金 村 哲 夫	〃 中林二丁目90番地	〃
中 村 誠 宏	〃 中林二丁目88番地	〃
小 島 茂 治	〃 中林二丁目14番地	〃
中 村 智 司	〃 中林三丁目158番地 1	〃
中 山 真 佐 男	〃 中林五丁目36番地 1	〃
西 村 尚 崇	〃 中林二丁目83番地	〃
向 田 誠 市	〃 中林二丁目 5 番地	〃
小 林 明 彦	〃 上林三丁目101番地	〃
島 崎 洋 行	〃 中林三丁目113番地	〃
河 村 由 美 子	〃 中林三丁目111番地	〃

令和3年二級建築士試験及び木造建築士試験の公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定による令和3年二級建築士試験及び木造建築士試験を公益財団法人建築技術教育普及センターに委託し、次のとおり実施する。

令和3年3月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験の日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

令和3年7月4日（日） 午前10時10分から午後5時20分まで

イ 設計製図の試験

令和3年9月12日（日） 午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

令和3年7月11日（日） 午前10時10分から午後5時20分まで

イ 設計製図の試験

令和3年10月10日（日） 午前11時から午後4時まで

2 試験場

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

金沢市角間町

金沢大学

イ 設計製図の試験

金沢市角間町

金沢大学

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

金沢市角間町

金沢大学

イ 設計製図の試験

金沢市弥生2丁目1番地23

石川県建設総合センター

3 受験申込手続

受験申込手続については、公益財団法人建築技術教育普及センターの定めるところによる。

4 その他

(1) 設計製図の課題は、令和3年6月9日(水)(予定)から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。

(2) 受験申込書及び受験要領の請求、詳細な点についての問合せ等は、石川県土木部建築住宅課又は一般社団法人石川県建築士会へすること。

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和3年3月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 借上件名及び数量

電子計算機組織借上 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 借上期間

令和3年6月1日から令和8年5月31日まで

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(4) 設置場所

石川県教員総合研修センター 石川県金沢市高尾町ウ31番地1

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 契約の条件

ア この入札に係る契約の締結の日の属する年度の県の一般会計予算が議決されなかった場合には、この調達手続の停止、中止その他の必要な措置をとることができる。

イ この入札に係る契約は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年石川県条例第46号)第1号の規定による契約であり、県は、(3)の借上期間中において、この入札に係る契約の締結の日の属する年度の翌年度以降に、この入札に係る契約の県の歳出予算の額が減額又は削減をされた場合には、この入札に係る契約を解除することができる。

ウ ア及びイの場合において、県は、契約の相手方に対していかなる責任も負わない。契約の相手方は契約の解除により生じた損害の賠償を請求することはできない。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成

9年石川県告示第581号)に基づき、令和2年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に掲げる事項について証明する書類を令和3年3月12日(金)までに4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に記載する例示品以外で入札に参加する場合は、当該借上物品が例示品と同等であること。
- (2) 当該借上物品を確実に納入できること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒921-8153 石川県金沢市高尾町ウ31番地1

石川県教員総合研修センター総務広報課 電話番号 076-298-3515

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

令和3年3月29日(月)11時(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。あて先は、(1)とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

令和3年3月29日(月)11時 石川県教員総合研修センター 第101研修室

5 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (5) 手続における交渉の有無

無

- (6) 入札に関する注意事項

ア 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

イ 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

土木部（水道用水供給事業）

石川県企業管理規程第1号

石川県水道用水供給事業財務規程（昭和42年石川県電気事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。
令和3年3月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

別記様式第23号中「㊦」を削る。

別記様式第30号中「呈示」を「提示」に改め、「㊦」、「㊧」及び「

領収の押印に使用する印鑑は、請求印と同一のもの
注意 に限ります。印鑑を異にするときは、印鑑証明を要し
ます。

別記様式第31号中「㊦」を削る。

別記様式第35号の6中「殿」を「様」に改め、「㊦」及び「㊧」を削る。

別記様式第35号の7から別記様式第35号の9までの規定中「殿」を「様」に改め、「㊦」を削る。

別記様式第35号の10中「殿」を「様」に改め、「㊦」及び「㊧」を削る。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

石川県企業管理規程第2号

石川県水道用水供給条例施行規程（昭和55年石川県企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。
令和3年3月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「殿」を「様」に、「市町村長」を「市町長」に改め、「㊦」を削る。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

公 安 委 員 会

放置車両の確認等に関する事務の委託の公示

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

令和3年3月2日

石川県金沢中警察署長
警視正 瀬 田 昭

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称
株式会社アイビックス北陸
- (2) 主たる事務所の所在地
金沢市新神田5丁目2番3

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域
石川県金沢中警察署の管轄区域
- (2) 期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

放置車両の確認等に関する事務の委託の公示

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

令和3年3月2日

石川県金沢東警察署長

警視 久 田 悦 弘

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社アイビックス北陸

(2) 主たる事務所の所在地

金沢市新神田5丁目2番3

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

石川県金沢東警察署の管轄区域

(2) 期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

